

戸籍の氏又は名の振り仮名の届書入力等業務委託に係るプロポーザル実施要領

1 事業の概要

(1) 件名

戸籍の氏又は名の振り仮名の届書入力等業務委託

(2) 目的

「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」により戸籍法についても一部改正されたことにより、戸籍の氏名に振り仮名を記載することとなった。令和7年5月26日の改正戸籍法施行に伴い、本籍地が世田谷区にある方（世田谷区戸籍人口約84万人）に対して「仮の振り仮名」を通知し、振り仮名が自らの認識と一致しない場合は、振り仮名の届出が必要とされている。

本業務は「氏の振り仮名の届」及び「名の振り仮名の届」（以下「振り仮名の届」という。）の届出に係る処理について入力等の一部の業務を委託することにより、正確かつ迅速、効率的に戸籍に記載することを目的とする。

(3) 業務内容

別紙「業務委託要領」のとおり

参考数値（令和7年3月31日現在）本籍数 357,018件 本籍人口 846,667人

(4) 履行期間

契約の日から（令和7年8月上旬）～令和8年3月31日

(5) 履行場所

烏山区民センター2階

住所 東京都世田谷区南烏山6丁目2番19号

(6) 提案限度価格

34,810,000円

3 プロポーザル方式を採用する具体的理由

本制度の施行に伴い、施行日以降に遅滞なく送付しなければならない振り仮名通知書の進行管理、多数の問い合わせや窓口及びマイナポータル等による届出対応等の事務が想定される。また、戸籍事務においては、専門的な知識及び経験を要するものであり職員が多量の届書処理にかかる全ての事務を行うことは極めて困難である。そのため、「振り仮名の届書」に係る事務において入力等の一部を委託し、本業務を効率的かつ効果的に対応できる体制を構築することが必要不可欠である。

本業務においては、戸籍事務に関する専門的な知識及び秘匿性の高い個人情報を取り扱うため、事業者の能力により成果が大きく左右される専門性の高いものである。このことを踏まえ、本業務を正確に遂行する能力、個人情報保護への取り組み、業務実績等を総合的に判断し、能力・資質・経験に優れた事業者を選定するため、プロポーザル方式を採用する。

4 プロポーザル参加資格要件

- (1) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認証する「プライバシーマーク」又は国際規格 ISO/IEC 27001 の標準規格である「情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) 適合性評価制度」の認証を取得し、継続的に更新していること。なお、参加表明書の提出にあたっては、この要件を満たしていることを確認ができる資料を提出すること。
- (2) 令和2年度以降、人口20万人以上の自治体の戸籍の届出入力又は戸籍の証明書発行業務の受託経験があること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む）の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (4) 世田谷区の物品買入れ等競争入札参加資格の営業種目「情報処理業務」に登録があること。
- (5) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続き開始の申し立て、または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (7) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
なお、参加表明書の提出にあたっては、この要件を満たしていることを確認ができる資料を提出すること。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員及びそれらの者と関係を有する者ではないこと。
- (9) 「戸籍の氏又は振り仮名の届書の入力等に関する業務委託に係る事業者選定委員会」の委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている事業者でないこと。委員は以下とおり。

委員長：地域行政部長 菅井 英樹

委員：地域行政部住民記録・戸籍課長 越智 則之

総務部区政情報課長 田中 茂樹

烏山総合支所区民課長 荒木 義昭

5 説明書並びに参加表明書の交付期間、場所及び方法

- (1) 担当課

世田谷区地域行政部住民記録・戸籍課

〒154-8504 世田谷区世田谷4丁目22番33号西棟4階

電話：03-5432-2239

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

① 交付期間

令和 7 年 5 月 23 日（金）から令和 7 年 6 月 5 日（木）まで

② 提出場所

「5(1) 担当課」に同じ。

③ 配付方法

世田谷区のホームページ又は「5(1) 担当課」窓口で交付

※窓口での配付時間は午前 9 時～午後 5 時までとする（土・日曜日、祝日を除く）。

(3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び方法

① 提出期限

令和 7 年 6 月 5 日（木）午後 5 時（時間厳守）

② 提出場所

「5(1) 担当課」に同じ。

③ 提出方法

持参または郵送

別途指定する様式に、事業者名、所在地、連絡先、部署名、担当者名及び参加資格事項等を明記し、必要書類を添付すること。

なお、郵送の場合は、期限内必着とする。未着や遅延は、理由を問わず提出を受け付けない。また、必ず「特定記録郵便」もしくは「書留郵便」とし、令和 7 年 6 月 4 日（水）午後 5 時までに送付物の到着確認を電話により行うこと。

6 提案書の提出者を選定するための条件

本件では提案提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

7 提案書の提出期限、提出場所及び方法

(1) 提出期限

令和 7 年 7 月 11 日（金）午後 5 時（必着）

(2) 提出場所

「5(1) 担当課」に同じ

(3) 提出方法

窓口への持参、郵送又は電子メール（メールアドレスは招請通知にて記載する。）

郵送の場合は、受付期間内必着とする。未着や遅延は、理由を問わず提出を受け付けない。また、必ず「特定記録郵便」もしくは「書留郵便」とし、令和 7 年 7 月 10 日（木）午後 5 時までに送付物の到着確認を電話により行うこと。

8 提案書を特定するための評価基準

(1) 円滑な執行体制

- ・人員体制（責任者の配置、配置人数等）
- ・欠員等が生じた場合の対応
- ・障害、事故、災害等の一般的なリスクに対する対応

- (2) 円滑な業務運用
 - ・業務内容の適切な理解
 - ・業務を誤りなく正確に遂行するかつ滞りなく完了し得る能力
 - ・業務システムの操作を確実にこなせる I T スキル
 - ・戸籍等に関する基礎的な知識の習得に向けた研修の実施
 - ・個人情報保護に対する研修の実施
- (3) リスク管理
 - ・個人情報保護の考え方、管理体制
 - ・情報漏洩等が発生するリスクの想定とその対策
- (4) 類似業務の受託実績
- (5) 見積内容及び金額の妥当性

9 審査方法

審査においては、「8 提案書を特定するための評価基準」に基づき提案書の審査、見積もり内容の妥当性及び金額に加えヒアリングでの内容を総合的に評価する。

なお、提案内容について別途ヒアリングを行う。

- (1) 日時 令和7年7月24日（木） 14時～
- (2) 実施方法 提出された提案書に基づき、提案内容についてヒアリングを実施する。

10 選定委員会

委託事業者の提案書を審査するにあたり、所管部長、所管課長、関係課長からなる戸籍の氏又は名の振り仮名の届書入力等業務委託選定委員会を設置する。

11 決定通知

審査結果は、提案書を提出した事業者に対し令和7年7月下旬に文書にて通知する。

12 プロポーザル実施日程

令和7年5月23日（金）	手続開始の公告 説明書・参考仕様書の配付開始
6月 5日（木）	提案参加申込締切り
6月12日（木）	参加資格確認及び招請通知発送
6月26日（木）	提案書の質問締切り（参加事業者からのみ受け付ける）
7月 2日（水）	質問回答（予定）
7月11日（金）	提案書等提出締切り（参加事業者からのみ受け付ける）
7月24日（木）	事業者ヒアリング（詳細は招請通知に記載）
7月 下旬	審査結果通知
8月 上旬	契約締結

※進捗状況等により変更する可能性がある。

13 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (5) 関連情報を入手するための紹介窓口 「5(1) 担当課」に同じ
- (6) 費用負担参加申込書及び提案書の作成並びに提出にかかる業者の費用については、世田谷区では一切負担しない。
- (7) 提出物の取り扱い
本選定の過程において業者から提出された資料等については返却しない。
- (8) 透明性、公平性の確保
透明性、公平性を確保する観点から、本案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の称号・名称、並びに提案書を特定した理由（審査経過等）については、世田谷区情報公開条例（平成13年3月13日、世田谷区条例第6号）の規定に基づき第三者に開示する場合がある。
- (9) 契約
提案書及びヒアリングにより、最も優れたものとして随意契約の候補者として特定された事業者との協議により、最終的な仕様を決定し、後日契約する。
- (10) 参加表明書や提案書等提出書類に虚偽の記載をした場合は、失格とする。
- (11) 提出期限以降における参加表明及び提案書の差替え又は再提出は認めない。
- (12) 労働報酬下限額
区との契約では単年度で予定価格2,000万円以上の業務委託契約は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となる。詳細は別紙を確認すること。

14 担当

世田谷区地域行政部住民記録・戸籍課

戸籍事務調整係 小野 真島

電 話：03-5432-2239

※問い合わせは、土日・祝日を除く午前9時から午後5時まで